



教安第1159号
令和2年2月4日

各県立学校長 様

教育振興部学校安全保健課長

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応について（通知）

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルス感染症は、急速に感染が拡大している状況であり、県内でも発症例が出たところです。

同感染症の予防対策及び発生した場合の対応については、未だその特性等が十分に明らかにされているとは言えないことから、国などから示されている対応も、修正がされつつ適応されているところです。

今回、令和2年2月4日付け教安第1155号で写しを送付した令和2年2月3日付け元初健食第42号により、先に文部科学省から通知のあった「中国から帰国した児童生徒等への対応について（通知）（令和2年1月29日付け元初健食第37号）」の内容の一部が更新されました。

については、国から新たな対応の指示等があったことから、標記については、今後、下記1及び2により対応願います（特に、別紙2については、文部科学省通知を踏まえて、これまでの対応方針を更新しているのので、十分留意してください）。

なお、本書の施行をもって、令和2年1月17日付け教安第1105号及び同年1月25日付け教安第1123号は廃止いたします。

また、本書に記載の無い事項については、上記元初健食第42号に添付の留意事項を参考に、適切に御対応いただくよう、願います。

今後とも、国から新たな対応の指示等があれば、今回と同様に直ちに当課から通知いたしますので、今後の情報提供にも留意願います。

記

- 1 感染症対策について
 - ・別紙1のとおり

- 2 新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応
 - ・別紙2のとおり

担当 教育振興部学校安全保健課 保健班 TEL : 043-223-4092 FAX : 043-225-8419 E-mail : kyhoken@mz.pref.chiba.lg.jp

感染症対策について

新型コロナウイルス感染症の予防としては、一般的な衛生対策として風邪や季節性インフルエンザと同様の対策が推奨されています。

つきましては、風邪やインフルエンザの流行が継続していることから、下記の咳エチケットや手洗い等の通常のインフルエンザ対策を改めて徹底し、新型コロナウイルス感染症に限らず、学校におけるインフルエンザ等を含めた感染症の予防に尽力くださるようお願いいたします。

記

- 1 手洗いの徹底を図ること。
- 2 室内では、加湿器などを使用して乾燥を防ぐこと。
- 3 休養、睡眠を十分にとり、規則正しい生活を送ることにより、体力や抵抗力を高め、体調管理を行うこと。
- 4 人混みや繁華街への外出を控えること。
- 5 「咳エチケット」を推奨すること。
 - ・咳やくしゃみが出る時はマスクを着用する。
 - ・マスクを持っていない場合は、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけて1メートル以上離れる。
 - ・鼻汁・痰などを含んだティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めたときはすぐに手を洗うこと。

<参考通知>

- ・学校におけるインフルエンザ対策について（通知）
（令和元年10月4日付け教安第783号）
- ・今シーズンにおけるインフルエンザの流行入りについて（通知）
（令和元年11月25日付け教安第940号）
- ・今冬のインフルエンザ総合対策の推進について（依頼）
（令和元年12月9日付け教安第988号）

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応

令和2年2月4日

- 1 中国から帰国した幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」）については、発熱や呼吸器症状があるかどうかを確認し、次の（1）又は（2）に従って対応すること。
 - （1）入国してから2週間の間に発熱（37.5度以上）や呼吸器症状が出た児童生徒等については、他の人との接触を避け、マスクを着用するなどし、すみやかに保護者から地域の保健所に相談していただく（武漢市を含む湖北省での滞在歴がある場合はその旨の申し出をさせる。以下同じ。）とともに、保健所からの指示や主治医、学校医の意見を聴取の上、必要に応じて出席停止の措置をとる。
 - （2）現に症状がないものについては、特に帰国後2週間は、保護者との連絡を密にし、武漢市を含む湖北省在住の方及び武漢市を含む湖北省在住の方と接触があった方には外出を控え、自宅に滞在していただくよう要請するなど、厳重な健康観察等を行うこと。症状が出現した場合には、（1）と同様の措置をとる。
- 2 1のうち、保護者から保健所に相談後、保健所の指示で医療機関を受診した場合には、**県教育委員会（学校危機管理担当）へ事故一報・報告する。**

※平成31年4月9日付け教安第42号「感染症・食中毒等による健康被害発生時の事故報告について」（通知）に従って報告する。
- 3 **新型コロナウイルス感染症にかかっている児童生徒等が在籍する学級は閉鎖する。**
- 4 **児童生徒等が新型コロナウイルス感染症にかかっていることが確認された当日も含め2週間、校内で健康観察を行い、その期間中に新型コロナウイルス感染症にかかっている児童生徒等が新たに出た場合は、以下の対応を行う。**
 - （1）同一学年の他のクラスで出た場合は、原則として当該学年の閉鎖を検討する。
 - （2）他学年で出た場合は、原則として休校を検討する。
- 5 **3、4（1）及び（2）の期間については、状況等を踏まえ、保健所からの指示や、主治医、学校医の意見を聴取の上、学校安全保健課保健班と協議するものとする。**

参考（令和2年1月31日付け文部科学省事務連絡）

各学校の校長は、新型コロナウイルス感染症にかかっている又はかかっている疑いのある児童生徒等があるときは、学校保健安全法に定める第一種感染症として、治癒するまで、出席を停止させることができる。